

平成29年度 新居浜市一般会計補正予算（第4号）

平成29年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ672,345千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,736,812千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。

平成29年12月5日 提出

新居浜市長 石川 勝行

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市税		18,604,692	110,000	18,714,692
	2. 固定資産税	8,792,234	110,000	8,902,234
12. 分担金及び負担金		427,770	14,999	442,769
	1. 負担金	427,770	14,999	442,769
14. 国庫支出金		7,503,251	140,553	7,643,804
	1. 国庫負担金	5,894,755	107,475	6,002,230
	2. 国庫補助金	1,579,867	33,078	1,612,945
15. 県支出金		3,296,111	58,626	3,354,737
	1. 県負担金	2,190,771	53,737	2,244,508
	2. 県補助金	745,823	4,889	750,712
18. 繰入金		1,951,538	325,667	2,277,205
	1. 基金繰入金	1,951,538	325,667	2,277,205
21. 市債		5,382,000	22,500	5,404,500
	1. 市債	5,382,000	22,500	5,404,500
歳入合計		50,064,467	672,345	50,736,812

歳入歳出予算補正

(歳入)

千円

歳 出 千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,070,189	80,379	5,150,568
	1. 総務管理費	4,207,094	75,000	4,282,094
	2. 徴税費	502,571	1,815	504,386
	3. 戸籍住民基本台帳費	200,301	3,564	203,865
3. 民生費		20,447,935	230,234	20,678,169
	1. 社会福祉費	9,380,057	13,828	9,393,885
	2. 児童福祉費	8,459,069	215,639	8,674,708
	3. 生活保護費	2,608,774	767	2,609,541
6. 農林水産業費		591,585	910	592,495
	3. 水産業費	84,143	910	85,053
7. 商工費		1,922,765	328,377	2,251,142
	1. 商工費	1,922,765	328,377	2,251,142
8. 土木費		3,387,325	7,700	3,395,025
	1. 土木管理費	472,471	7,700	480,171
10. 教育費		4,565,982	24,745	4,590,727
	2. 小学校費	649,494	7,532	657,026
	3. 中学校費	664,011	5,905	669,916
	4. 幼稚園費	196,470	9,308	205,778

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円

第2表 繰越明許費補正

追加

千円

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	山田社宅整備促進事業	50,000

第3表 債務負担行為補正

追加

千円

事 項	期 間	限 度 額
一 般 下 水 路 整 備 事 業	平成29年度から平成30年度まで	25,000
農 道 維 持 管 理 事 業	平成29年度から平成30年度まで	10,000
道 路 整 備 事 業	平成29年度から平成30年度まで	25,000
森 林 公 園 ゆ ら ぎ の 森 管 理 委 託 料	平成30年度から平成32年度まで	77,473
新 居 浜 市 商 業 振 興 セ ン タ ー 管 理 委 託 料	平成30年度から平成32年度まで	44,400

第4表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
産業遺産整備事業	千円 22,500	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	年3.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） %	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	22,500	—	—	—